

HOKKAIDO **NANPORO**

北海道南幌町

南幌流通団地のご案内



北海道南幌町

まちづくり課地域振興係

〒069-0292

北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

☎ **011-398-7021** (直通)

011-378-2121 (代表)

FAX 011-378-2131

Mail tiiki@town.nanporo.hokkaido.jp

職住環境の確保及び提供により事業拡大 新たに進出を目指す企業をバックアップいたします



南幌町長
大崎 貞二

- 都市近郊の町ならではの恵まれた立地優位性
- 充実した交通アクセス
- 企業進出に向けた優遇制度
- 移住、定住、子育て等支援の充実

本町は、肥沃で広大な田園風景のまちとして、基幹産業である農業を中心に、次世代に繋がる魅力あるまちづくりを進めていくため、「将来にわたり子どもたちと笑顔で暮らせるまちづくり」を目指し、邁進しております。

町内2か所にある工業団地は既に50社を超える企業に進出していただいております。町民の雇用創出など、産業経済の発展が地域経済に寄与し、一步一步着実に発展してまいりました。

都市に隣接する恵まれた立地優位性、道央圏連絡道路(中樹林道路)の開通による新たな道路交通網の拡充を見据えて、北海道住宅供給公社所有地及び町所有地に合わせて約29ヘクタールを南幌流通団地として整備しています。

南幌流通団地は職住近接のエリアとして、物流などの準工業用地及び民間賃貸住宅用地により雇用と住居の確保・提供をすることで、町内外からの定住に向けた取組みを促進し、更なるまちづくりの活性化を進めてまいります。

南幌流通団地の概要を紹介したこのパンフレットをご高覧のうえ南幌町へのご理解を深めていただければ幸いです。

PROFILE

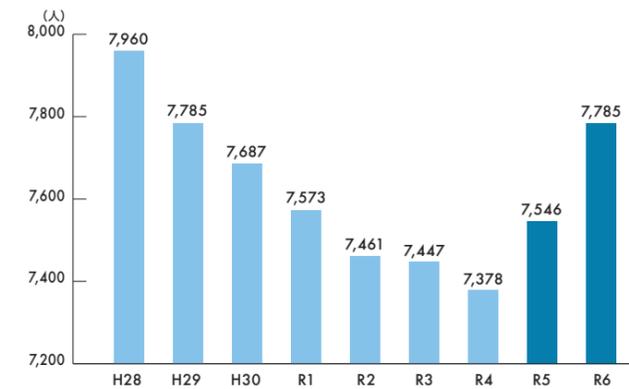
- 人口……………7,929人(令和6年11月1日)
- 面積……………81.36km²
- 世帯数……………3,759戸(令和6年11月1日)
- 平均気温……………9.2℃(令和5年)
- 生産年齢人口……………4,284人(令和6年11月1日)
- 年間降雪量……………535cm(令和5年)
- 教育・保育施設……………南幌小学校、南幌中学校、南幌いちい保育園、認定こども園南幌みどり野幼稚園
- 主な観光施設……………なんぼろ温泉ハート&ハート、ふるさと物産館ビューロー、三重湖公園キャンプ場

子ども室内遊戯施設はれば、南幌リバーサイドゴルフ場

子育て世代を中心とした人口増加のまち 都市近郊の立地により豊富な人材・労働力を確保

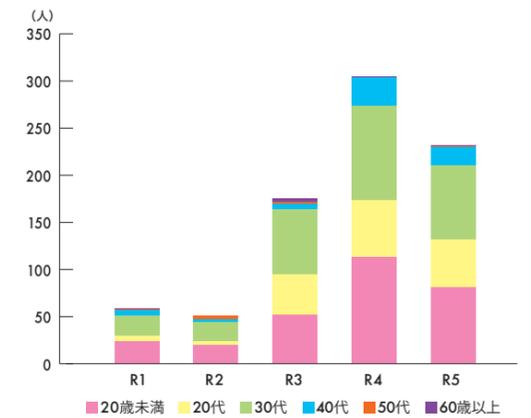
南幌町の人口は、平成10年に10,000人まで増加したものの、令和4年1月1日時点で7,378人まで減少しました。今後の人口減少に歯止めをかけるべく、子育て支援の取組みの拡充や移住促進施策等の効果が表れ、令和4年5月から人口増加に転じて以降、令和6年11月1日時点で7,929人となり、人口増加が継続しています。総務省が公表した令和4年と令和5年の人口動態調査において、2年連続「日本人の人口増加数」が北海道の市町村で1位、「日本人の人口増加率」は全国の市町村で1位となりました。

■ 人口推移(H28~R6)



【資料】南幌町住民課(各年1月1日現在)

■ 移住者の年齢層(R1~R5)



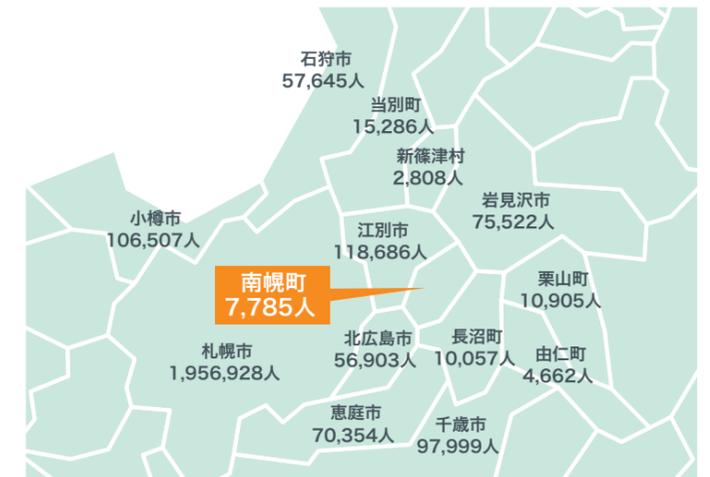
【資料】南幌町まちづくり課

通勤圏内の 周辺自治体人口は約250万人

南幌町は札幌市を始め、江別市、北広島市、岩見沢市、恵庭市、千歳市など道央圏の人口が集中しているエリアに位置しています。

通勤時間概ね1時間以内の周辺自治体の総人口は約250万人と、豊富な人材、労働力の確保が期待できます。

■ 南幌町周辺自治体の人口分布図



住民基本台帳人口(令和6年1月1日現在)

高速道路を活用した物流拠点として 全道各地への交通アクセスを網羅

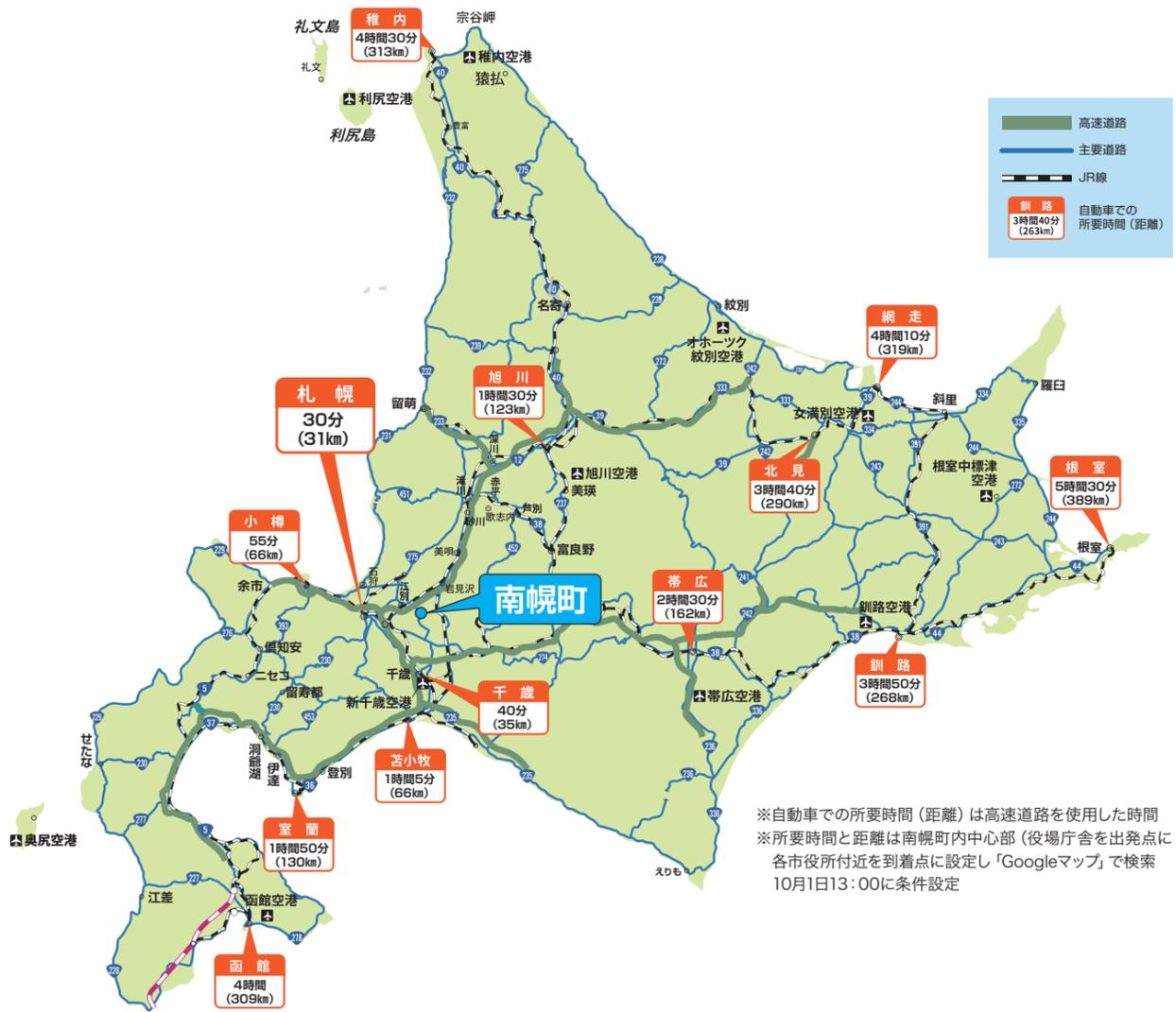
南幌町は全道主要都市への交通ネットワークを効率的に活用することができる魅力的な立地です。道央圏連絡道路と高速道路の接続も可能で、江別東ICや千歳東ICを効果的に活用することにより、道南、道東、道北、各主要都市への物流拠点の中心地として、全道各地への事業展開を強力にバックアップ。

全道に延びる道路交通網を効果的に活用

立地の重要なポイントとなる道路交通網。南幌町は、全道主要都市に広がる交通ネットワークが整備されているため、効果的な事業展開が期待できます。旭川などの道北方面へは江別東ICから、帯広や釧路などの道東方面へは千歳東ICから、室蘭や函館などの道南方面へは北広島ICから、全道各地への移動や配送などに最適な立地環境です。

道央圏の交通整備により快適な交通を確保

道央圏連絡道路は千歳市を起点とし、長沼町、南幌町、江別市、当別町、札幌市、石狩市を結び、小樽市に至る延長約80kmの地域高規格道路です。南幌町と長沼町の一部区間を除き整備が完了し、早期全面開通に向けて、整備が進んでいます。開通後は南幌町を中間地点とし主要都市との空港・港湾を活用した人流・物流のアクセスのさらなる向上が図られます。南幌町から空路、航路を活用してより広域的な事業展開が可能となります。



※自動車での所要時間(距離)は高速道路を使用した時間
※所要時間と距離は南幌町内中心部(役場庁舎を出発点)に各市役所付近を到着点に設定し「Googleマップ」で検索10月1日13:00に条件設定

空港・港湾への魅力的なアクセス 道央圏連絡道路の利用により更なる利便性の向上

札幌市中心部まで約25km、隣接する江別市・北広島市まで約13kmと都市に近く、道央圏連絡道路を利用することで、小樽市までも約1時間で移動することができます。

現在、「道央圏連絡道路」は江別東ICから「南幌ランプ」までを繋ぐ工事が進められ、令和6年度に「中樹林道路」としての開通を予定しています。

道央圏連絡道路を活用することで、新千歳空港や苫小牧港、石狩湾新港とのアクセスが向上し、南幌流通団地から全国的な事業展開が可能となります。



目的に合わせ気軽に利用できる、理想の交通ネットワーク



新千歳空港
北の空の玄関口となっている新千歳空港は、全国の主要都市と結ばれているほか、ソウルや香港、グアムなどの国際路線もあり、アジアや北方圏との輸送体制も確立されています。



苫小牧港
北海道の港湾取扱量の1/3以上を扱う、北日本最大の国際貿易港が苫小牧港。フェリーから貨物船まで多くの船が行き交い、北の海の流通拠点として大きな役割を果たしています。



石狩湾新港
札幌市中心部まで約10km、南幌町まで約30kmの石狩湾新港は札幌圏の生産・流通の拠点であり、平成23年には日本海側拠点港(LNG)に選定され、今後のさらなる発展が期待されています。



道央自動車道江別東IC
道央自動車道・江別東ICまで、約10分。道央圏連絡道路「南幌ランプ」開通後(令和6年度末予定)は、約5分まで所要時間が短縮される見込みです。

都市近郊の暮らしやすさ 子ども達の笑顔と共に暮らすまち

南幌町は都市近郊に位置しながら、田園風景広がる自然豊かな住環境が魅力のまちです。

都会の利便性と田舎のゆったりとした空気の両方を感じることができます。近年、子育て世代を中心とした移住者が増え、人口増加が続き、まちの注目度も上がり、商業施設や飲食店の出店により、暮らしの利便性が向上しています。



子育て世代 住宅建築費助成事業

南幌町で新築住宅を建築する子育て世代に対し、最大200万円を助成しています。併せて、みどり野団地の土地代が半額となるキャンペーンも実施中。夢のマイホーム建築を応援します。



子ども室内遊戯施設 はれっぱ

子ども達の笑顔を育む交流拠点として令和5年5月にオープン。ポーネルドや東京おもちゃ美術館が監修した遊び場だけでなく、空知管内で初めとなる「ドールコーヒー」が出店するなど、開業1年で21万人以上が来場する人気スポットです。



オンデマンド交通 あいるーと

AI配車システムを活用し、利用者の希望の時間と場所に応じて「ドアtoドア」で運行する新しい形の乗合い公共交通サービスです。子どもから高齢者まで多くの方に親しまれ利用されています。

子育て支援事業

子育て支援米

南幌町産のお米を中学生までの子ども1人につき年間10kg支給します。

医療費の助成

0歳～高校生までの通院・入院にかかる医療費を全額助成します。

高校生通学費助成

高校生の通学費を月額最大1万円助成します。

医療・福祉施設



町立南幌病院



みどり野医院



特別養護老人ホームみどり苑

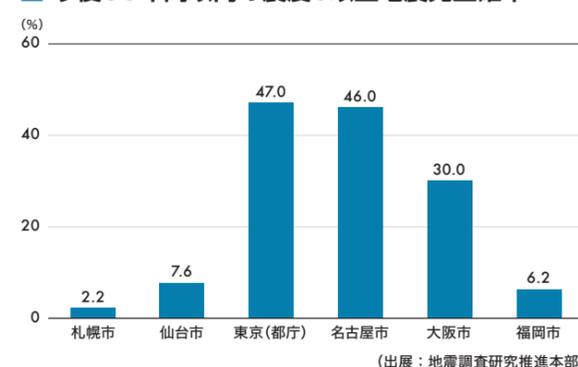


保健福祉総合センターあいくる

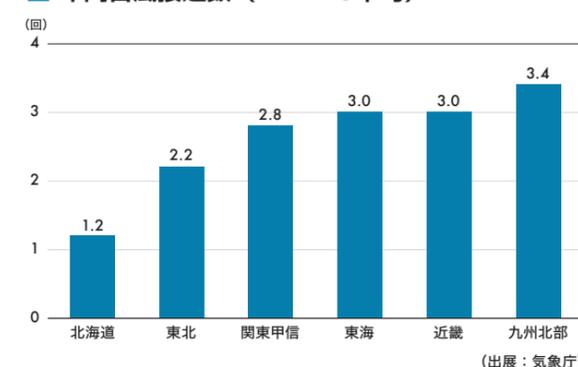
海もない山もない南幌町 低い自然災害リスクで安定した事業展開を

南幌町を含む札幌圏は大規模地震の発生率が低いと言われています。また、海も山もない南幌町は、地震による津波や大雨による土砂崩れなどの災害リスクもありません。四方を川に囲まれている町ではありますが、徹底した治水対策により、洪水になるリスクも著しく低く、安定した事業の実施が可能です。

今後30年間以内の震度6以上地震発生確率



年間台風接近数 (R1～R5平均)



洪水のリスクが著しく低いエリア

右の洪水ハザードマップは、1,000年に1回程度起こる大雨により周囲の河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域を示したものです。

南幌流通団地は災害時に想定される被害の範囲や影響が少ないエリアとなっています。



洪水ハザードマップ



冬期間も安心な除雪体制

札幌圏のベッドタウンとして、町外に通勤される方が多い南幌町は、通勤に支障が無いように早い時間帯から除雪作業を開始します。除雪出動基準は、積雪概ね10cm以上で、通常午前7時までの間には除雪が完了します。

令和5年 年間降雪量の比較

南幌町	535cm
札幌市	458cm
岩見沢市	603cm



令和8年10月供用開始予定 職住近接・魅力的なアクセスの工業団地

令和8年10月の供用開始に向けて現在整備中の南幌流通団地は、近年移住者が増加しているニュータウンみどり野に近接しているため、職住近接による雇用者の確保も期待できます。また、道央圏連絡道路「南幌ランプ」から約700mに位置しているため、新千歳空港と石狩湾新港を繋ぐ道央圏連絡道路や全道各地に広がる高速道路との接続により、北海道内だけでなく、全国への事業展開に向けた拠点エリアとして魅力的なアクセスです。

南幌流通団地の概要

- 所在地 北海道空知郡南幌町南16線西10番地
- 団地面積 約28.9ha
- 分譲面積 約23.6ha
- 所有者 ▶北海道住宅供給公社(約14.9ha)
▶南幌町(約8.7ha)
- 用途地域 準工業地域(地区計画あり)(建ぺい率60%、容積率200%)
※「南幌町地区計画内における建築物の制限に関する条例」(令和5年3月南幌町条例第11号)により用途の制限を定めています。
- 道路 団地内道路幅員12m
- 上水 長幌上水道企業団
- 下水 南幌町
- 電力 北海道電力(株)より供給 ※供給電力事前協議が必要となります。
- ガス プロパンガス
- 通信 (株)NTT東日本光回線
- その他 ▶地下水の揚水を利用する場合は別途ご相談ください。
▶土地所有者との契約となります(一部重複あり)



分譲の概要

- 分譲予定価格 10,000円/㎡(約33,000円/坪)
- 支払方法 南幌流通団地供用開始後、所有権移転の登記時に一括払い
- 申込資格等 公害の恐れのない企業で南幌流通団地供用開始後、土地売買契約締結の日から3年以内に指定用途に供すること
- 分譲主体 南幌町/北海道住宅供給公社

賃貸の概要

- 賃貸予定価格 月額55円/㎡(約200円/坪)
- 契約期間 原則10年、15年、20年の3区分
- 契約方法 公正証書による
- 保証金 10年(12ヶ月分)、15年(18ヶ月分)、20年(24ヶ月分)
- 借地権の種類 事業用定期借地権(借地借家法第23条)

既存工業団地 ※分譲地完売済

- 南幌工業団地 住所 南幌町南15線西22番地/南16線西22番地 面積 44.3ha
- 晩翠工業団地 住所 南幌町南10線西14番地/南11線西14番地 面積 42.7ha

進出企業一覧

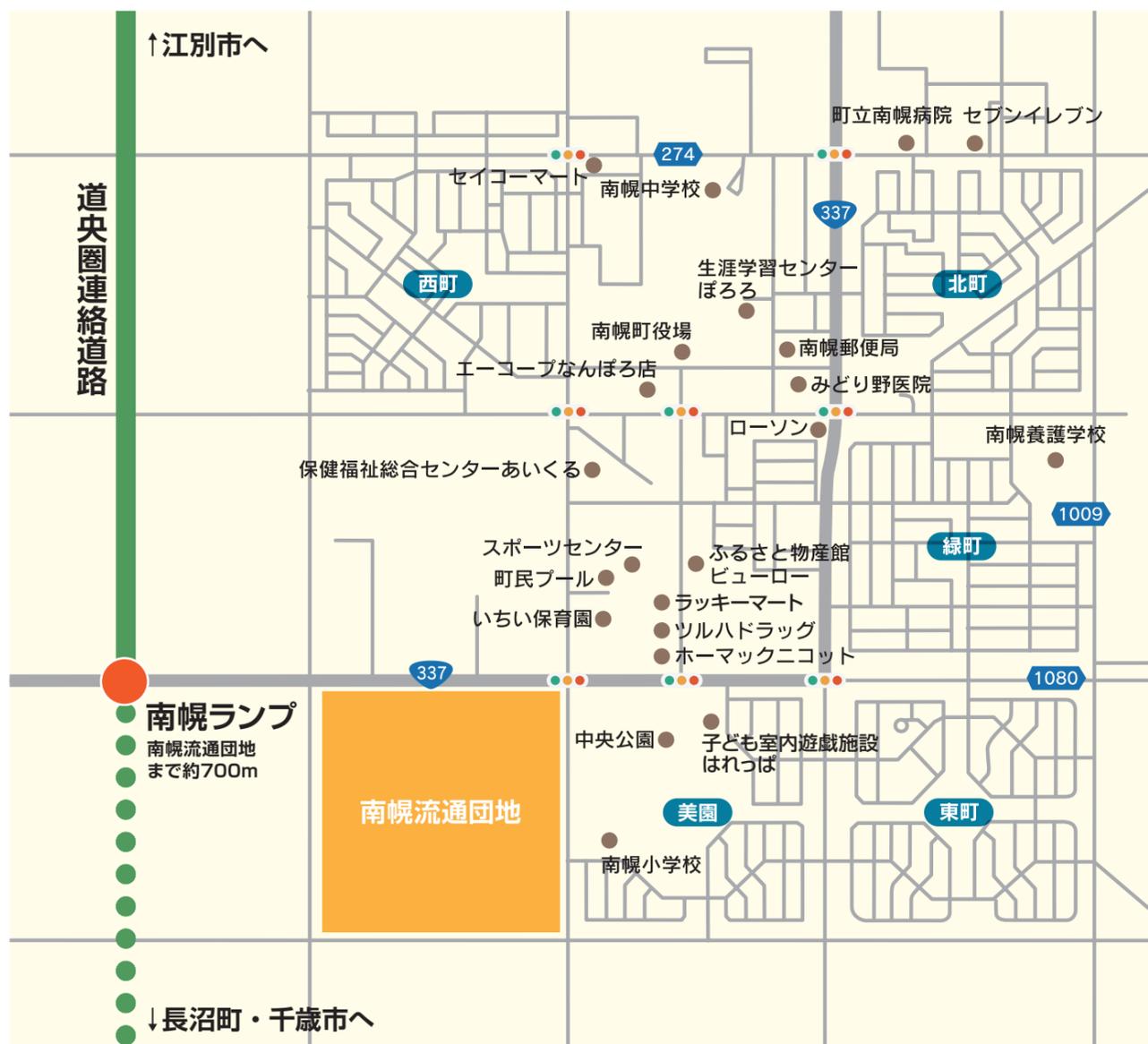
【南幌工業団地】

- アグリフォレストマシーン(株)
- アサヒブリテック(株)
- (株)アシスト
- いすみ産業(株)
- 岩田地崎建設(株)
- 越浦パイプ(株)
- 三基開発(株)
- (株)サントラスト
- ジャパン/ウエスト(株)
- (株)大伸
- (株)筑水キャニコム
- TREガラス(株)
- (株)輝建
- (株)トクヤマ
- (株)ニルス
- (有)ハイダリー貿易
- (株)浜佐園
- 日立建機日本(株)
- (株)ファクトリーライズ
- 北海産業(株)
- 北海道セキサン(株)
- 北海道農販(株)
- (有)真下商店
- 明治商工(株)

【晩翠工業団地】

- 曾澤高圧コンクリート(株)
- (株)いししい
- 伊並産業(株)
- (株)ウレタン工業
- (株)H.F.T
- エコライン(株)
- (株)オーイーエス
- (株)オートサブライズ
- 岡三リビック(株)
- (株)オムニ商会
- 上山試錐工業(株)
- (株)旭清工業
- 株グローバルエンジニアリング
- (株)教資材(株)
- 宏陽(株)
- (株)国土調査技研
- 妻神工業(株)
- (株)札幌サン物流産業
- 札幌商販(株)
- (有)札幌パイプ工業
- (株)札幌麺匠
- 札幌豊総合物流(株)
- (株)サニサービス
- 三共産業(株)
- 嶋本運輸(株)
- (有)潤屋
- (株)東海林工業
- ダイヤックス(株)
- 大東工業(株)
- 大北土建工業(株)
- トダツテック(株)
- 日本ハム(株)
- 野幌煉瓦陶管(株)
- バンコーチワークス(株)
- (株)北洋食産
- (有)北海道資源開発
- マルエス三興鉄工(株)
- 明治コンサルタント(株)
- (株)ライスコーポレーション

南幌町市街地



南幌町市街地



住宅団地（みどり野きた住まいるヴィレッジ）



※上記の分譲予定面積は、工事完了後に測量を行い確定します
 ※店舗…店舗併用住宅用地 民賃…民間賃貸住宅用地
 ※民間賃貸住宅用地は最大8区画まで区割対応可能
 ※店舗併用住宅用地は店舗③、④において各区画とも最大3区画まで区割対応可能

住宅等用地について

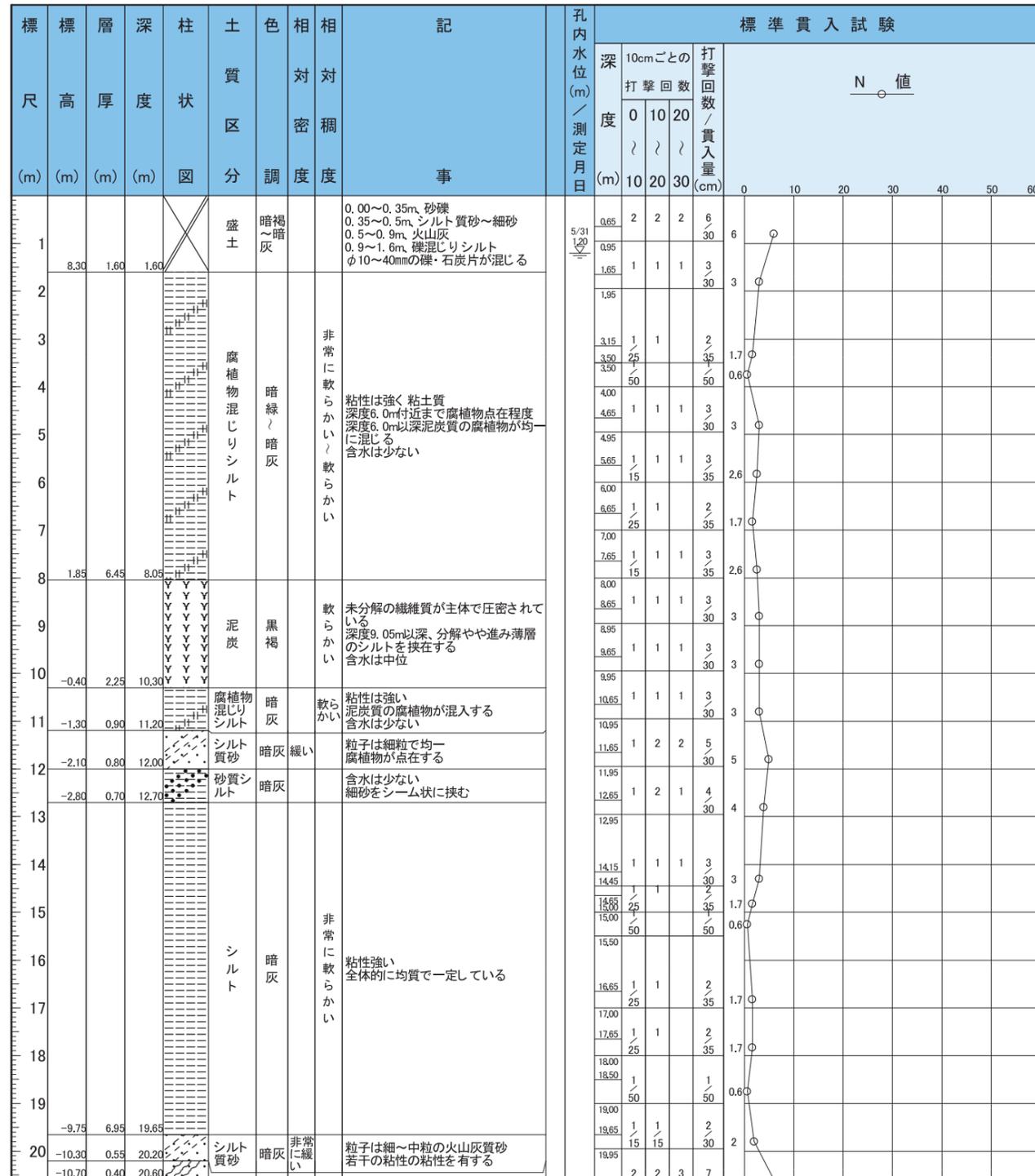
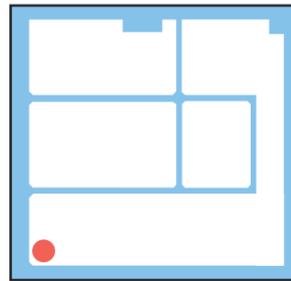
職住近接エリアの住宅等用地として、民間賃貸住宅用地4区画及び店舗併用住宅用地4区画を整備し分譲を行います。

- 分譲面積 1.55ha
- 分譲予定価格 14,000円/㎡
- 賃貸予定価格 月額55円/㎡
- 用地地域 第1種住居地域(建ぺい率60% 容積率200%)
- 所有者 北海道住宅供給公社

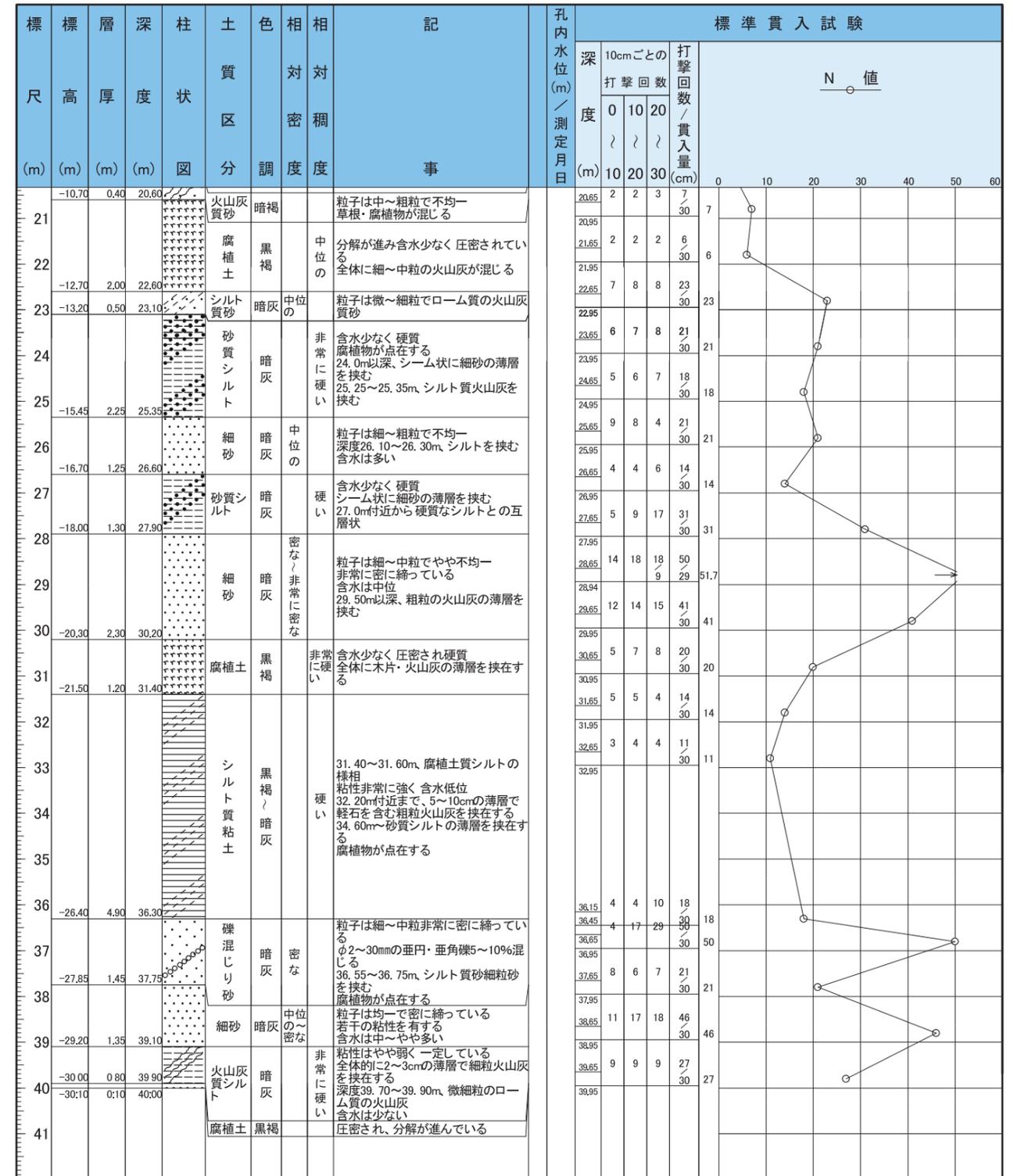
※南幌流通団地に進出する企業が住宅等用地を同時に購入する場合の分譲予定価格は10,000円/㎡とします。

安全・安心な環境を提供するために 地質調査を実施しています

調査地点



孔口標高	H=9.90m	角	180° 上 90° 下	方	北 0° 270° 西 180° 東 90° 南	地盤勾配	水平 0° 鉛直 90°
総掘進長	40.00m	度	0°	向			
使用機種	試錐機 エンジン	東邦地下工機 D-1 ヤンマー製NFD-12		ハンマー ポンプ	半自動落下 使用せず		



南幌町の支援制度

■ 南幌町企業誘致促進条例に基づく支援

南幌町企業誘致促進条例に基づいて町内の工業団地などに工場等を新設及び増設を行った時に定められた要件に該当すれば奨励金の助成を受けることができる制度です。

区分	対象業種	交付要件	補助対象	奨励内容	
				交付額	限度額
事業用設備等 整備奨励金		①町内に事業の用に供する工場等を新設、増設又は賃借により事業の操業を行うこと。 ②事業用設備等の取得価額合計額が3,000万円以上であること。	地方税法第341条第4項に規定する償却資産で償却資産課税台帳に登録されている設備等。	固定資産税課税標準額の20% (賃貸10%)	3,500万円
企業立地 奨励金	①工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。 ②大規模小売店舗法に基づく大規模小売店舗。	①町内に事業の用に供する工場等を新設又は増設すること。 ②工場等の延床面積が200㎡以上であること。	事業の用に供する工場等で基礎に杭打地業を行った建築物。	工場等の基礎部分(杭打のみ)の固定資産税課税標準額の相当額(賃貸70%)	1,000万円
雇用奨励金		工場等の新設、増設又は賃借による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上(南幌町在住者)採用した場合。	事業開始の前日90日から事業開始後90日までの間に雇用した者。	新規常用雇用者1人につき10万円を乗じた額	500万円

※用語の解説

- 「工場等」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、試験研究を行う事業の用に供する施設及び大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいいます。
- 「新設」とは、南幌町内に工場等を有しない事業者が、新たに町内に工場等を建設することをいいます。
- 「増設」とは、南幌町内に工場等を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で新たに町内の用地を取得又は賃借により工場等を拡張することをいいます。
- 「賃借」とは、新たに建設された工場等を借り受けた場合をいいます。
- 「事業用設備等」とは、工場等の操業開始の日までに取得した所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産をいいます。
- 「常用雇用者」とは、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届け出を行い、同法第9条第1項の規定による確認を受けた者をいいます。
- 「新規常用雇用者」とは、新設、増設又は賃借した工場等の操業開始日前90日から操業開始後90日までの間に常用雇用者として新たに雇用した町内に居住する者(雇用した日から起算して1年を経過した日後において継続して雇用されている者。)をいいます。

■ 南幌町工業振興促進条例に基づく支援

南幌町工業振興促進条例に基づいて町内の工業団地などに工業等施設等の新設又は増設を行った時に定められた要件に該当すれば固定資産税の減免を受けることができる制度です。

対象業種	要件	内容
製造業 道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 試験研究施設等	工業等施設の新設又は増設にかかわる工業生産設備及び、その敷地である土地(取得してから1年以内に当該事業の用に供する土地に限る)の取得価格の合計額が2,800万円を超える場合	新設及び増設後、最初に到来する固定資産税から1~3年目:免除 4年目:40%減免 5年目:20%減免
上記以外	施設設備の投資額(土地を除く。)が5,000万円を超える場合かつ町長が産業振興上特に必要と認めた場合	

※用語の解説

- 「工場等施設」とは、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設を行う施設をいいます。
- 「工業生産設備」とは、所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる固定資産をいいます。(工場と密接不可分な事務所等を含む。)
- 「新設」とは、現に町内に工業等施設を有しない者が工業等施設を設置する場合または、既存の工業等施設を有する者が異種の工業等施設を設置する場合をいいます。
- 「増設」とは、既存の工業等施設を有する者が同種の工業等施設を設置かつ生産能力を増加する場合または、既存の工業等施設を有する者が工業の基幹生産設備を増設かつ機能を増加する場合をいいます。

札幌市の支援制度

■ 札幌圏設備投資促進補助金

【業種】製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業

【施設】対象施設:対象業種の試験・研究・開発施設、工場、物流施設、データセンター

重点施設:対象業種のうち以下の分野の試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設、データセンター

(食関連分野)食料品、機能性食品など

(先端技術分野)健康、医療 (医薬品、医療機器、バイオなど)

・環境、エネルギー(再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車など)

・その他 (ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材など)

補助要件	補助内容	限度額
・設備投資額(土地を除く)3億円以上 ・札幌圏内に本社、既存重点施設がないこと ・南幌町による設備投資助成が適用されること ・南幌町を除く札幌圏内で既存対象施設の廃止・縮小を行わないこと	新設 重点施設 固定資産税課税標準額 × 10% (土地分を除く) ※ ※ただし、南幌町による設備投資助成相当額(土地分を除く)まで	5億円

※札幌圏→札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町

北海道の支援制度

■ 北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成の措置

北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例(通称 北海道産業振興条例)に基づく助成内容は次のとおりです。(平成20年4月1日施行)

類型	区分	対象業種(事業)	対象地域	補助要件 ・投資額 ・雇用増 注1	新設 増設	助成内容 注10		
						助成額 注2	限度額	通算限度額
類型I	成長産業分野	自動車関連製造業 宇宙・航空機関連製造業 注5 高機能素材・複合材料関連製造業 注5	全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く。))	5億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	15億円 注11	20億円 同一企業につき
		増設			投資額の5%	5億円		
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業			新設	投資額の10%	10億円 注11	13億円 同一企業につき
					増設	投資額の5%	3億円	
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること。			新設	投資額の5%	1億円	1.5億円 同一企業につき
					増設	投資額の2.5%	5千円	
		データセンター事業			新設	投資額の10%	一般型 10億円以上 5人以上 環境配慮型 注7 20億円以上 5人以上	一般型 3億円 環境配慮型 5億円 同一企業につき
					増設	投資額の5%	一般型 1.5億円 環境配慮型 2.5億円	
		基盤技術産業			新設	投資額の10%	2,500万円以上 5人以上	13億円 同一企業につき
					増設	投資額の5%	3億円	
本社機能移転事業	(設備投資)	全道 (札幌市を除く。)	1億円以上 20人以上	新設	投資額の10%	1億円	—	
	(賃借)	全道	(投資額要件なし) 20人以上 (札幌市は30人以上)	新設	1年間の賃料の 1/2×3年間 (札幌市は1年間)	1,000万円/年	—	
発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	10億円以上 研究員5人以上	新設	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき	
	高度物流関連事業 注12 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道 (札幌市を除く。)	5億円以上 研究員5人以上	増設	投資額の5%	3億円		
類型II	市町村連携促進分野	・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 注12 ・データセンター事業 ・IT産業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附属サービス業) ・コールセンター事業 ・植物工場 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること。	特別対策地域 注6	2,500万円以上 5人以上	新設 増設	投資額の4%	1億円	投資助成3億円 同一企業につき
			うち、特別対策地域と、地域未来投資促進法適用地域が重複する地域 注8・注9			投資額の8%	1億円	
			地域未来投資促進法適用地域 注8・注9	2,500万円以上 5人以上	新設	雇用増1人あたり 50万円(雇用増が 6人以上の場合 6人目から支給)	5,000万円	
			投資額の4%			1億円		
			工業団地(札幌市を除く。)(製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする(札幌市を除く。))	5,000万円以上 5人以上	新設	雇用増1人あたり 50万円(雇用増が 6人以上の場合 6人目から支給)	5,000万円	
			投資額の8%			1億円		
増設	投資額の4%							

- 雇用増の人数には、工場等の新設又は増設に伴い増加する雇用者の人数に、知事が認める出向者1人を加えることができます。類型IIにおいては、雇用増の「5人以上」には、補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2名まで)を含むことができます。
- 省エネルギーを目的とした先進的な設備の導入又は新エネルギーの活用により、工場等全体のエネルギー消費量を10パーセント以上低減することが見込まれるものとして知事が認めた工場等(以下、「環境配慮型工場等」という。)については、「助成額」欄の所定の助成率に1パーセントを加算します(類型IIのデータセンター事業と本社機能移転(賃借)を除く。)。ただし、その場合にあっては「限度額」は変わりません(加算されません)。なお「通算限度額」には、加算額は含まれません。
- 助成額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。また、他の補助制度により補助を受けている場合、類型IIにおいて市町村が行う立地助成措置の助成内容を上回る場合などにおいては、助成額を調整することがあります。なお、債務超過の状況にある等の理由により、継続的な事業の実施が困難であると認められるときは助成しない場合があります。
- 認定事業者は、一つの立地計画ごとに、類型I又は類型IIの対象業種(事業)のうちいずれかの業種の補助金の交付を受けることができます。
- 地域未来投資促進法第13条第4項の承認を受けた事業で、知事が特に必要と認める事業に限る。(有識者会議による意見聴取を踏まえ、高い経済波及効果等が認められたもの。)
- 特別対策地域とは、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律などの地域関係開発法の適用地域です。
- 環境配慮型データセンターとは、雪氷、太陽光等の自然エネルギーを活用することにより、空調設備の消費電力を通常のデータセンターに比べて20パーセント以上低減する設備を有すると知事が認めるものをいいます。
- 札幌市の区域にあっては、特認事業者が新設する場に限りです。
- 特認事業者とは、地域未来投資促進法第13条第4項の規定による知事の承認を受けた事業者で、経済的効果が特に高いと知事が認める新設をするものです。
- 補助金は、10年以内で分割して交付することができます。
- 雇用増に応じた上限スライド制を適用します。雇用増に応じた上限スライド制とは、雇用増の人数に応じて限度額を設定するものです。

自動車関連製造業、宇宙・航空機関連製造業、高機能素材・複合材料関連製造業		電気・電子機器製造業、医薬品製造業	
雇用増	限度額	雇用増	限度額
20人以上50人未満	5億円	20人以上50人未満	5億円
50人以上100人未満	10億円	50人以上	10億円
100人以上	15億円		

注12 高度物流関連事業については、施設設置者等と物流事業者が異なる場合であっても補助対象となる場合があります。